

児童の生計を維持する程度  
の高い方が請求者となります

児童手当・特例給付 認定請求書

<記入例>

(宛先) 姫路市長

下記の事項に同意の上、児童手当を請求します。

- ・児童手当の受給等に関して、受給資格の有無等について、個人番号を含め、必要事項を公簿等で確認すること。
- ・公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行うこと。

請求者  
個人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

①提出日 令和4年 6月 10日

②電話 自宅 079 - 221 - 2312  
携帯 090 - 1234 - 5678

③氏名 フリガナ ヒメジ タロウ 姫路 太郎	④性別 男	⑤生年月日 S 48 . 4 . 30	⑥現住所 ※1月1日時点住所が市外の場合は下欄も記入 姫路市 安田4丁目1番地 姫路宿舍101 転入前市区町村(→ 神戸市中央区)
------------------------------	----------	------------------------	---

⑦請求者の職業 1 会社員、自営、パート等 2 公務員 3 無職	⑧勤務先名 転入者は転入前市区町村を記入 姫山商事 電話 078 - 221 - 2111 市外住所(1~5月分は前年、6~12月分は本年) □ 転入前市区町村に同じ
---	--

⑨年金の種類 ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. 未加入 エ. その他 ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 ( ) 私立学校教職員共済 (○) 地方公務員等共済 ( ) 国家公務員共済 3歳未満の児童を養育し、地方公務員等共済又は国家公務員共済に該当する方は裏面に年金加入証明又は健康保険証の写しが必要です。	1月1日時点が市外の場合、☑または市外住所を記入 有・無
--	---------------------------------

⑪配偶者の有無 有・無	配偶者個人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
----------------	------------------------------------

⑫氏名 フリガナ ヒメジ サクラ 姫路 桜	⑬生年月日 S 50 . 8 . 18	⑭別居の場合の住所 1月1日時点が市外の場合、☑または市外住所を記入 ※市区町村まで可
-----------------------------	------------------------	---

⑮職業 1 会社員、自営、パート等 2 公務員	⑯公務員の場合、その勤務先 兵庫県立こども支援病院 電話 078 - 000 - 3333	1月1日時点の市外住所(1~5月分は前年、6~12月分は本年) □ 請求者転入前市区町村に同じ □ 別居の場合の住所に同じ 神戸市西区
-------------------------------	---	---

⑰支払口座 銀行 姫路中央	信用金庫 信用組合 農協	店名 城門	種別 本店 支店 出張所	普通	口座番号(右づめ) 0 1 2 3 4 5 6	口座名義(カタカナまたは英字) ※請求者名義に限る ヒメジ タロウ
---------------------	--------------------	----------	-----------------------	----	----------------------------	---

別居の場合、別居・監護の申立が必要 請求者名義を記入

氏名	フリガナ	年齢	居・別居	別居の場合の住所	監護	生計
姫路 花子	ヒメジ ハナコ	H 20 . 2 . 3	同居・別居 別居	□ ⑭配偶者の別居住所に同じ 神戸市南区海岸前5丁目10番1号	有 無	同一 維持
姫路 二郎	ヒメジ ジロウ	H 22 . 5 . 5	同居・別居 別居	□ ⑭配偶者の別居住所に同じ	有 無	同一 維持
児童が実子・養子でない場合、監護の申立が必要						
別居の場合 ⑭配偶者の別居の場合の住所と同じ場合は☑を、違う場合は住所を記入。						
同居・別居 海外留学						
同居・別居 海外留学						

※児童欄には、今年度末時点で、18歳以下の児童を出生順に記入してください。

※「同居」「別居」は住民票での同一世帯か否かを意味します。

※児童と別居の場合及び養育する児童が実子・養子でない場合には、裏面<備考>欄に養育状況の申立が必要です。

(事務処理欄) 【ここから下は記入しないでください】

住民コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

認定・却下

年 月 日

番号

支給

開始 年 月

所得判定 適・超

8条3項適用 有・無

人 円

所得連携

□ 請求者(要・不要)

□ 配偶者(要・不要)

年金連携 □ (不要→年証 □)

住登外(要・不要)(配偶者・児童)

□ CS確認 □ 住登外・MN

市外児童住基連携 □ (要・不要)

消滅確認 □ ( / ) ・連絡票

( ) 月分まで

消滅日( . . )

請求事由

1 出生 4 請求者変更

2 転入 前受給者

3 その他 生年月日

( )

<身元確認>

番号カード・免許証・社保・

国保・その他( ) ・代理申請

不備書類(有・無) 案内(未・済 / )

□ 口座

□ 年金

□ 個人番号申告書(配偶者・児童)

□ 申立書

□ その他

□ 消滅届案内(手渡し・原課)

## 【被用者年金加入証明について】

3歳未満の児童を養育し、かつ、表面⑨「年金の種類」が「ア.厚生年金」のうち、「地方公務員等共済」又は「国家公務員共済」に該当する方は、年金加入証明か健康保険証の写しが必要です。

(※厚生年金(共済組合員を除く)、私立学校教職員共済、国民年金の加入者又は年金未加入者は必要ありません。)

(※共済組合員であっても、養育する児童が3歳以上のみの場合は必要ありません。)

● 以下の種類の健康保険証等をお持ちの方は、請求者本人の健康保険証等の写しを貼付してください。

- ア 日本郵政共済組合員証
- イ 文部科学省共済組合員証(大学等支部に限る)
- ウ 共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人であることが明らかなもの

### 健康保険証写し貼付欄 (請求者本人のものに限る。児童のものではありません。)

● 上記の健康保険証等に該当しない場合で共済年金等に加入している方は、お勤め先で証明を受けてください。

被用者年金加入証明書		
氏名	姫路 太郎	左記の者は、左記年金に加入し、当事業所に勤務していることを証明します。
年金の種類	地方公務員共済	令和 年 月 日 事業所所在地名 姫路市安田4丁目1番地
当該事業所での年金加入年月日	平成 23年 4月 1日	事業所名 姫山コンベンションビューロー 代表者又は責任者 姫山 姫子

印 事業所  
代 代表者印  
者 者

—事業者の方へ— 請求者の方から申請がありましたら、証明していただくようお願いいたします。

#### <注意>

- 1 請求者が法人の未成年後見人である場合、④、⑤及び⑦～⑩の欄の記入の必要はありません。
- 2 ⑥「現住所」について、請求者が個人である場合は住民票上の住所を記入してください。また、本年(1月から5月までの月分の手当については前年をいいます)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です)に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ⑨「年金の種類」について「ア」から「エ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。  
3歳未満の児童を養育し、「地方公務員等共済」又は「国家公務員共済」に該当する方は「被用者年金加入証明書」(健康保険証の写しで代用できる場合があります)が必要です。
- 4 ⑭は配偶者が市外に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者が本年(1月から5月までの月分の手当については前年をいいます)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 5 「譲渡所得」は、請求者が前年(1月から5月までの月分の手当については前々年をいいます)に土地・家屋、株式などを譲渡した場合に生じる所得をいいます。
- 6 ⑯「児童」欄は、請求者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です)するすべての18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、「海外留学」を○で囲み、いつから留学しているか(出国した年月)を( )内に記入してください。
- 8 「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護していると社会通念上考えられることを意味します。
- 9 「生計」の欄は、次によって記入してください。
  - ・「同一」は、児童が請求者自身の子である場合、請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ・「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 10 請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
- 11 この請求書は、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます)によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - (1) 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
  - (2) 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
  - (3) 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類
  - (4) 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
  - (5) 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - (6) 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - (7) 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - (8) 請求者及び生計を同じくする配偶者が本年(1月から5月までの月分の手当については前年をいいます)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年をいいます)の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
  - (9) 「10」に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
  - (10) ⑯「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が

児童と別居の場合及び養育する児童が実子・養子でない場合等には養育状況を記入してください

<備考> —申立— 児童と別居の場合及び ください。

#### <例>

就学の関係で、長女とは別居していますが、週末には会いに行っており、養育しています。  
長男は妻の連れ子ですが、近々養子縁組を予定しており私が養育しています。